

議案第 16 号

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 9 月 3 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「もの」の次に「並びに市が所有する住宅の使用目的の変更を行い、法の趣旨に沿って市民に賃貸するための住宅及びその附属施設」を加える。

第 5 条第 5 号中「第 3 条第 3 項若しくは第 4 項」を「第 3 条第 4 項若しくは第 5 項」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（みなし空家住宅の入居者の決定の特例）

10 市営住宅のうち、市が所有する住宅の使用目的の変更を行い、法の趣旨に沿って市民に賃貸するための住宅については、当該市営住宅を第 11 条第 1 項に規定する空家となった市営住宅とみなして、同条の規定を適用する。

別表第 1 奉免団地の項中「82」を「100」に改め、同表八幡団地の項を次のように改める。

八幡団地	〃 八幡6丁目21番1号並びに28番7号及び 8号	3
------	------------------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1奉免団地の項の改正規定は、平成23年2月1日から施行する。

## 理 由

奉免団地に隣接して所在する教職員住宅を平成23年2月1日から市営住宅とするため、奉免団地の戸数を増やすとともに、建物の老朽化により入居者が退去した木造平家建ての八幡団地1戸の供用を廃止するほか、条文整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。